

大阪府監査委員告示第44号

大阪府包括外部監査人が執行した平成22年度、平成21年度、平成20年度及び平成19年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年7月1日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	土井	達也

(通知文)

府監第 1238 号
平成28年6月15日

大阪府監査委員	大西	寛文	様
同	山本	浩二	様
同	岸本	佳浩	様
同	森田	秀朗	様
同	土井	達也	様

大阪府知事 松井 一郎

包括外部監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年度、平成21年度、平成20年度及び平成19年度の包括外部監査結果に基づき、平成28年6月14日までに講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

平成22年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況
公債権を中心とした債権管理と府税賦課徴収事務について

総括表

【平成28年6月14日現在】

項 目	監査の結果			意 見		
	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回経過報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回経過報告分)
税務賦課事務の検討	3	3		18	18	
税務滞納整理事務の検討				12	12	
税務事務に関するその他事項の検討	2	2		17	17	
債権管理事務の検討(税金・貸付金以外の債権を対象)	2	2		19 (3)	18 (2)	1 (1)

(注1) 監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

意見……………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成 22 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
第6 債権管理事務の検討（税金・貸付金以外の債権を対象）		
<p>第6 【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見 （7）補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金</p> <p>②意見 （A）法人の財政状態を把握し、継続的な回収努力が必要 【福祉部】</p>	<p>現在の返還状況は債権残高に対して5%以下であり、平成21年度の返済実績から算定すると、元本完済までに100年近く要することになる。しかし当法人に対しては府以外の多額の債権者も存在し、この中には一般債権である府債権より優先弁済権を有する債権もあるため、府が施設の差押え等による強制徴収を申し立てても実効性はない。</p> <p>当該債務が解消された後には、府への返済額が増加することが期待されることから、施設の入所者の生活に多大な支障をきたすことがないよう、法人の健全経営に配慮しつつ早期の返済を求めているところである。</p> <p><u>今後、法人の財政状態を把握しつつ、着実な回収努力を続けていく必要がある（意見番号60）。</u></p>	<p>平成25年度の包括外部監査の指摘を踏まえて引き続き法人と返済額についての協議を行い、確実な回収に努めていく。</p> <p>経過報告</p>

平成 22 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(8) 障害者扶養共済制度掛金</p> <p>②意見</p> <p>(A) 回収可能性を判断して適時に不納欠損処分を行うべき</p> <p>【福祉部】</p>	<p>平成21年度末時点の収入未済額一覧によると、最も長期間にわたって滞留している債権は昭和49年に発生した4,100円(3件)であり、加入者はそれぞれ昭和61年、平成元年、平成10年に脱退していた。債務者からの時効の援用がなかったため時効が成立していないことから不納欠損処分がなされていなかった。</p> <p>平成21年度末の収入未済額108,011千円のうち、脱退者に係る分は105,558千円であり、約98%を占めている。脱退者の滞納債権については、脱退した滞納者にとって滞納掛金を支払うことに何のメリットもなく、滞納債権の納入が期待できない。また、債権発生から35年以上も経過した債権であることから、債務者の中には民間の保険と同様、掛金を支払わないことによって自然と脱退したものと考え、今さら掛金を支払うことなど全く考えていない脱退者もいると予想される。</p> <p>このため、時効期間が経過した脱退者に係る滞納債権については不納欠損処分することが望まれるが、当債権は私債権であるため、債務者からの援用がなければ時効とならないことから、過去において不納欠損処分を行った事例がない。私債権の時効期間である10年が経過した債権等、</p> <p><u>回収可能性の乏しい債権については新条例に基づく債権放棄を行ったうえで不納欠損処分すべきである(意見番号61)。</u></p>	<p>指摘のあった時効期間を経過している脱退者に係る滞納債権については、現地訪問などを通じて債権ごとに実態把握を進め、回収可能性を見極めた上で、回収不能の債権については、債権放棄に向けた取組に努めていく。</p> <p>平成25年度においては、9,471,600円を、平成26年度においては、488,300円を不納欠損処理。平成27年度においては、288,600円の不納欠損処理を予定している。</p>	措置

平成 22 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
<p>第 6 【3】その他債権管理全般に関する指摘</p> <p>3. 財産調査結果の積極的な共有化を行うべき【税務局】</p>	<p>府では、平成23年度より、一部の債権については、事業事務を行う主体と債権管理部門を区分し、債権管理を債権特別回収・整理チームに担わせることを予定している。</p> <p>当該チームの業務遂行により複数の債権を滞納している債務者の財産調査結果等の情報の共有を行うことができ、効率的な債権回収が可能になると考える。</p> <p>強制徴収公債権の回収にあたっては国税徴収法第141条を根拠とした「質問検査権」を有するため、回収時に得られた財産調査結果（例えば、個人の財産所有状況、連絡先、勤務先等）を強制徴収公債権同士の間では共有することは許されると考えられるが、非強制徴収公債権や私債権への共有はできないと考えられる。一方、「質問検査権」を有さない非強制徴収公債権や私債権については、他の私債権や非強制徴収公債権の回収のために利用することは許されないと考えられる。</p> <p><u>当チームにおいては個人情報の保護に必要な措置を取ること</u>はもちろんであるが、<u>法的に可能な範囲で財産調査結果については各債権間で共有化を図り、債権管理・回収に努めるべきである（意見番号66）。</u></p>	<p>○債権特別回収・整理グループは、税務局に所属するものの、税外債権（特に私債権）の処理促進を目的として設置されており、税債権や他の強制徴収公債権の引受処理も行っていないので、当グループにおいて、庁内の強制徴収公債権間の情報の共有を行うことは困難である。</p> <p>○ただし、より効率的な債権回収を行う観点から、税部門においては、府の有する強制徴収公債権を管理する部局からの照会に対し、財産調査結果等の情報を開示するよう、取扱いを見直した。</p> <p>なお、当該見直しは、総務省通知（※）を根拠に行ったものであるが、引き続き個人情報は厳正に取り扱う必要があり、照会に係る根拠法令と債権の性格を十分確認の上、法的に可能な範囲で財産調査結果等の情報の開示を行うこととしている。</p> <p>※総務省通知 (H19. 3.27総務省自治税務局企</p>	措置

平成 22 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
		画課長) 「地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料等の強制徴収公債権を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。」	

平成21年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

出資法人に関する財務事務について

総括表

【平成28年6月14日現在】

項 目	監査の結果			意 見		
	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回経過報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回経過報告分)
府の財務事務に対する指摘				6 (2)	6 (2)	
	出資の有効性検討					
	出資法人との関わり(人的関与を含む)のあり方			18	18	
	公益法人制度改革への対応			1	1	
	出資法人への貸付金・委託料・補助金の検討	7	7	25 (1)	24	1 (1)
	出資法人への府有財産の貸付			1	1	
出資法人への損失補償・債務保証			1	1		
各出資法人に対する指摘	財団法人大阪産業振興機構			3	3	
	財団法人大阪府タウン管理財団			5	5	
	大阪府住宅供給公社			2	2	

(注1) 監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

意見……………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成 21 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
第 4 監査の結果及び意見（府の財務事務に対する指摘）			
<p>【1】出資の有効性検討</p> <p>2. 意見</p> <p>（1）「財政再建プログラム（案）」の方向性として自立化を目指す法人については出資のあり方を見直すべき</p> <p>【都市整備部】</p>	<p><u>財政的・人的関与を最小限に抑制する、という方針を明確にしている</u>のであるから、<u>出捐の回収ができない公益法人や社会福祉法人以外の株式会社の指定出資法人については、自立化のため、将来においては可能な限り府の出資比率を下げる</u>ことが望ましいと考える（意見番号1）。</p> <p>・ 堺泉北埠頭株式会社</p>	<p>【堺泉北埠頭株式会社】</p> <p>府市統合本部会議（平成24年6月19日開催）及び大阪府戦略本部会議（平成24年6月29日開催）において、類似・重複している行政サービスについて下記のとおり基本的方向性が決定された。</p> <p>・ 府市港湾事業の統合、及び大阪港埠頭（株）と神戸港埠頭（株）の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭（株）と（仮称）阪神港埠頭（株）の経営統合を目指す。</p> <p>・ そのため府においては、堺泉北埠頭（株）に対し、直営部分を、在来埠頭を含めて可能などころから管理運営を委ね、港湾運営会指定に向け、運営ノウハウの蓄積を図る。</p> <p>この決定を受け、同法人の港湾運営会社指定に取り組み、平成27年12月21日に指定を行い、平成28年度から直営部分の一部の管理運営を委ねることとしている。</p> <p>今後は、阪神港の港湾運営会社である阪神国際港湾（株）との経営統合を目指すとともに、経営統合までの間は、法人として収益性の向上、安定的な経営の維持や事業展開を引き続き行っていく。</p>	<p>措置</p>

平成 21 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>(2)出資に対する効果の測定をすべき</p> <p>① <u>株式配当収入の効果の確認</u></p> <p>【都市整備部】</p>	<p><u>次の2出資法人については、さらに出資の効果としての配当を要求することが可能であると考え(意見番号2)。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堺泉北埠頭株式会社 	<p>【堺泉北埠頭株式会社】</p> <p>法人の株式配当については、設立35周年記念配当として平成20年度に200万円を増額し、1千万円に引き上げた。</p> <p>利益の増加に加え、「出資の効果としての配当を要求することが可能」との包括外部監査結果報告を踏まえ、1千万円の配当額を継続した。</p> <p>さらに、平成25年度には設立40周年記念配当として配当金を200万円引き上げ1千2百万円とし、以降、1千2百万円の配当額を継続している。</p>	<p>措置</p>

平成 21 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>【8】出資法人への委託料の検討(指定管理者制度含む)</p> <p>4. 意見 (2)大阪府立中河内救命救急センターの効率的な運営方法を検討すべき</p> <p>②意見 【健康医療部】</p>	<p><u>現状のサービス水準を維持しつつ、より効率的な運営方法を探り、府の負担を縮減することを検討すべきであるから、隣接する東大阪市立総合病院とも連携協力し、より効率的な運営を行う方策の検討が必要である</u>と考える(意見番号45)。</p> <p>・<u>財団法人大阪府保健医療財団</u></p>	<p>【公益財団法人大阪府保健医療財団】</p> <p>疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、地域の救急医療体制に不可欠な救命救急センターとして一層の医療機能の充実を図るため、より良い運営形態の在り方について検討を進めている。</p>	<p>経過報告</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

普通財産の管理に関する財務事務について(行政財産の用途廃止事務を含む)

総括表

【平成28年6月14日現在】

項 目	監査の結果			意 見		
	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)
公有財産の管理に関する監査結果	1	1		10	10	
普通財産貸付事務に関する監査結果	22	22		44 (8)	40 (4)	4 (4)
公有財産の有効活用に関する監査結果	2	2		39 (5)	34	5 (5)

(注1) 監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

意見……………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 等 の 状 況	対 応	
第 5 普通財産貸付事務に関する監査結果			
<p>【 3 】 貸付普通財産の使用目的別検討</p> <p>(意見)</p> <p>6. 保育園</p> <p>【福祉】</p> <p>【住宅まちづくり部】</p>	<p><u>同様に他の保育園敷地を目的とした貸付けについても減免取引から見直すべきと考える (意見番号21)。</u></p>	<p>島屋保育所敷地については、平成27年度末まで無償貸付契約を交わしているが、平成24年4月に貸付先である社会福祉法人島屋福社会に対し、有償借受又は買取りを検討するよう依頼した。平成28年1月に同法人から買取りの意向が示されたことを受けて、無償貸付契約期間満了後の買取りに向けて、現在、手続を進めている。</p> <p>東大阪春宮 (行政財産) については、貸付先の東大阪市による保育所移転に伴い保育所用途としての利用は終了した。市は当該部分を防災関連倉庫として活用することとなり、使用貸借を行っている。</p>	<p>措置</p> <p>措置</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容		措 置 等 の 状 況	対 応
<p>7. 高齢者向け施設 【福祉部】</p>	<p><u>高齢者向け施設については、3件すべて免除している。しかし、【1】1.に記載したとおり、平成18年2月の総務部長通知において府の事務事業との関連性があるもの等、貸付料減免の要件を厳格に適用することを求めており、高齢者向け施設であることをもって免除理由とすることは妥当とはいえない。有償貸付へ見直すべきである（意見番号22）。</u></p>	<p>特別養護老人ホーム富美ヶ丘荘の職員寮の用地及び建物については、平成21年7月以降、貸付先である社会福祉法人恩賜財団済生会と協議を行っているが、これまでの経過及び施設の収益から考え、有償化は困難であるため、返還も含め調整している。 今後も引き続き無償貸付状態の解消に向け同法人と協議を行う。</p>	<p>経過報告</p>
<p>【4】貸付普通財産の貸付先法人種別検討（意見） 2. 地方公共団体 【福祉部】</p>	<p><u>このように市に減額または免除により貸付けている場合においては、各々、かつては貸付け時の経緯はあったものの、現在の府の財政状況から鑑みて貸付料を徴収するよう交渉すべきである（意見番号23）。</u></p>	<p>富田林病院の建物については、建物を有償貸付とする場合は、富田林市に対し、土地の賃借料を支払う必要がある。このため、建物の譲渡も視野に入れて、富田林市と調整している。</p>	<p>経過報告</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>8. 岸和田市 保健衛生センター敷地</p> <p>(3) 意見 ① 周辺地の有償貸付けの検討が必要 【健康医療部】</p>	<p><u>有償貸付部分の土地貸付料については、平成20年度から減額率を低下させ5年後には正規の貸付料とする合意ができているが、(中略)まずは駐車場として利用している部分を有償貸付とすることが求められる。次に、テニスコート部分について、(中略)岸和田市にもその解決策を求め、府は岸和田市とともに土地の売却、有償貸付、その他有効利用を検討していくことが必要と考える(意見番号33)。</u></p>	<p>現行の有償貸付部分の土地貸付料については、平成24年度から減免をしない正規の貸付料としたところである。</p> <p>その他の敷地については、同敷地内に泉州北部初期救急広域センターを建設する計画が持ち上がったため、いったん敷地の活用方針を保留としていたが、23年度末に当地での建設計画が白紙となったことから、有償貸付や売却の協議を再開した。</p> <p>しかし、24年度に入り、市からメディカルセンターの耐震化や福祉センターの移転構想などがあるため、具体化するまでの間は敷地の売却をしないよう求められており、将来的には市への売却も考えられるため、当面は有償貸付に向けた協議を進める。</p>	経過報告
<p>9. 島屋保育所敷地</p> <p>(3) 意見 ① 貸付料の徴収を検討すべき 【福祉部】</p>	<p><u>当該通知内容の変更に伴って、貸付料を免除する府の貸付方針も見直すべきである(意見番号34)。</u></p>	<p>社会福祉法人についても、他の法人と同様、貸付料減免措置の必要性、妥当性を点検し、適正な取扱いを行うこととしている。</p> <p>現在の契約期間は、平成27年度末までであるが平成24年4月に貸付先である社会福祉法人島屋福祉会に対し有償借受又は買取りを検討するよう依頼した。平成28年1月に同法人から買取りの意向が示された事を受けて、無償貸付契約期間満了後の買取りに向けて、現在、手続を進めている。</p>	措置

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 等 の 状 況	対 応
<p>10. 泉南医療福祉センター敷地</p> <p>(2) 意見</p> <p>①介護保険施設（特別養護老人ホームほか）敷地使用部分は減免見直しが必要</p> <p>②病院の公的役割部分に対してその相当額の支援を行うことに向けた検討に着手すべき</p> <p>【福祉部】</p>	<p>今後は、他事業者との公平性の見地から介護保険施設の敷地として使用している部分の貸付料免除の見直しが必要である（意見番号36）。</p> <p>当該病院に対しても府が負担すべき公的部分の適正額はいくらかを明確にするように努め、その相当額の支援（補助金等）を行うことへ向けた検討が望まれる（意見番号37）。</p> <p>平成24年7月に実施された委員監査の結果、『府民の視点及び府の財政状況を踏まえ、済生会に対する府の財政的支援等について、早急に見直しを図ること。』との意見が出されたことを受け、済生会と施設の将来にわたる運営について協議した結果、無償貸付としていた土地（約1.7ヘクタール）を済生会へ無償譲渡し、財務基盤を強化の上、センター全体は済生会が経営を図っていくことで合意に至った。</p> <p>そのため、平成27年2月定例府議会で議決を得て、平成27年3月31日付けで土地の無償譲渡契約を締結した。</p> <p>これにより、無利息で行っていた済生会に対する単年度貸付を平成26年度末をもって廃止した。</p> <p>また、上記合意に基づき、センターの今後の経営は済生会が図っていくこととし、平成27年4月1日以降、済生会に対する新たな財政措置を行わないこととした。（意見番号36、37）。</p>	<p>措置</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容		措 置 等 の 状 況	対 応
<p>17. 大阪府港湾教育訓練センター</p> <p>(2) 意見 ① 社会情勢の変化等に即応して、貸付料減免の見直しが必要 【商工労働部】</p>	<p><u>府は、貸付先に「当該施設が貸付料免除施設には該当せず、適切な貸付料の負担が必要であること」の理解を求め、負担スキームを検討する必要がある（意見番号48）。</u></p>	<p>平成21年3月以降、貸付先である社団法人港湾教育訓練協会に対し、貸付料負担の協議を行っているが、同協会は、これ以上の負担は同協会の経営状況から難しいとして、合意に達していない。</p> <p>平成24年度以降の貸付契約の更新に際しても協議を継続してきたが、同協会の財務状況に大きな変化はなく、負担は困難である実情に変わりがない旨の返答であった。</p> <p>平成28年度の貸付契約更新に際し、同協会と改めて協議を行うとともに、今後も、財務状況を注視しながら、継続して働きかけを行う。</p>	<p>経過報告</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 等 の 状 況	対 応	
第 6 公有財産の有効活用に関する監査結果			
<p>【3】全般的 検討 (意見) 8. 普通財産 の未利用 地・低利用地</p> <p>(2) 庁舎周 辺整備用地 ②意見 (A)「庁舎 周辺整備用 地」の早急な 有効活用方 針を確定す べき 【総務部】</p>	<p><u>府庁舎の建て替え(または移転、土地活用)</u> <u>案のどの案においても、構想案対象外となっ</u> <u>ている用地については、資産維持コスト(草</u> <u>刈り費用等)を勘案しつつ、早期売却等の対</u> <u>策を検討すべきである(意見番号64)。</u></p>	<p>当該土地については、府庁本館に入居している、 りそな銀行に対し、本館耐震改修工事等期間中(平 成29年1月末頃完了予定)の仮店舗として、平成26 年2月5日付けで府有財産賃貸借契約(一時使用) を締結。同契約期間満了後は、別途、検討している 府庁舎全体の在り方との整合を図りながら、処分を 含む活用方策について検討を進める。</p>	<p>経過報告</p>

平成20年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>【6】低・未 利用行政財 産の個別検 討結果 1. 砂川厚生 福祉センタ ー (2) 意見 ① 総合的な 土地利用計 画が必要 【福祉部】</p>	<p>今後、センター再編整備の進展に伴い、センターの必要敷地は減少し未利用の土地が増加していくことになる。その場合において、センター内の施設・運動場等の配置に加え、残された土地の利便性を考慮（例えば、利用しやすい形状にする、外部からのアクセスを考慮するなど）して、現在のセンター敷地全体の利用価値を高め、有効活用の方法を早急に検討することが望まれる（意見番号72）。</p>	<p>施設再編整備完了による廃止施設については、施設の老朽化により現状では再利用が困難であることから撤去を前提とするとともに広大な敷地については、適正かつ現体制による管理可能な敷地面積を検討することが必要と考え、敷地の有効利用及び安全管理上、引き続き管理する必要がある区域について、関係各課とともに検討を進めている。 今後も引き続き関係機関に協力を仰ぎながら有効活用の方法を検討していくこととしている。</p>	<p>経過報告</p>
<p>10. 都市計画 道路泉州山 手線用地 (2) 意見 ② 機会費用 を認識の上、 早期に事業 化または事 業化廃止へ 取り組むべき 【都市整備 部】</p>	<p>毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである（意見番号80）。</p>	<p>長期末着手である道路の都市計画については、平成23年3月に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町と協議を進めている。 なお、市町との協議が整い次第、都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化又は廃止を決定する。</p>	<p>経過報告</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措 置 等 の 状 況	対 応
<p>③岸和田南海線 機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取り組むべき 【都市整備部】</p>	<p><u>毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである（意見番号83）。</u></p>	<p>長期未着手である道路の都市計画については、平成23年3月に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町と協議を進めている。 なお、市町との協議が整い次第、都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化又は廃止を決定する。</p>
<p>17. 阪南桃の木台（2）意見 ②当物件の利用計画を早急に再検討すべき 【住宅まちづくり部】</p>	<p><u>補助金返還の問題はあるものの、戸建住宅建設への計画変更も含めて当物件の利用計画を早急に再検討する必要がある。</u> <u>阪南スカイタウンの物件の分譲価格から概算すると、当物件全体の分譲価格は5億円程度になると思われる。（中略）このまま当物件を放置すれば、その間の維持管理費用1,000千円のほか、金利相当額や固定資産税などの機会費用も毎年発生する。これらのコストも十分に加味して検討を行うべきである（意見番号93）。</u></p>	<p>府の財政状況を踏まえ、事業の優先順位を検討した結果、現存する府営住宅の耐震化を優先するものであり、建設工事の着手時期については、現在、利用計画の代替案と並行して検討中である。</p>

平成19年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

都市整備部が所管する港湾事業及び河川事業並びに総務部危機管理室が所管する事業の財務に関する事務の執行

総括表

【平成28年6月14日現在】

項目	監査対象機関 (部局等)	指 摘			意 見		
		件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)
港湾に関する事務	都市整備部 港湾局	19	19		17	17	
	堺泉北埠頭 株式会社	4	4		10 (4)	6	4 (4)
	泉大津港湾都市 株式会社	2	2		4	4	
河川及び水防に関する事務	都市整備部 河川室				16	16	
危機管理に関する事務	総務部 危機管理室 (現 政策企画部)	1	1		23	23	

- (注1) 指摘……………①合法性、合規性、②経済性・効率性・有効性の観点から、是正・改善を求めるもの
 意見……………指摘には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと
- (注2) 措置……………指摘等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの
 経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成19年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

第3 堺泉北埠頭株式会社

8 青果事業

(4) 大阪府営施設の使用料が低廉に抑えられていること

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>①燻蒸上屋の使用料 エ 監査の結果及び意見</p> <p>②大阪府営上屋の屋上使用料</p> <p>③上屋敷地の使用料</p> <p>④まとめ 【都市整備部】</p>	<p>(前略) 燻蒸上屋は特別会計に属するものであり、特別会計は原則としてその収入でもって費用を賄うべきものである。この特別会計の趣旨に鑑みれば、大阪府において、燻蒸上屋の使用料について、原価との乖離を縮小する努力が求められる。【意見】</p> <p>大阪府は、更地利用の場合の料金設定とは異なり、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】</p> <p>同上【意見】</p> <p>(前略) 青果事業関連施設使用料については、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】</p>	<p>堺泉北埠頭株式会社については、府市統合本部会議（平成24年6月19日開催）及び大阪府戦略本部会議（平成24年6月29日開催）において、阪神国際港湾株式会社との経営統合を目指し、まずは堺泉北埠頭株式会社の港湾運営会社指定に取り組む旨の基本的方向性が示された。</p> <p>このため、同株式会社の港湾運営会社指定に取り組み、平成27年12月21日に指定したところ。</p> <p>今後は、同株式会社による埠頭運営の収支も踏まえつつ、近隣港の同様施設の料金動向も勘案しながら、相応な価格設定等について検討を行っていく。</p> <p>経過報告</p>